

出前の日を行いました！

平成 28 年 4 月発行 第 32 号

喜らめき銀河タイムス



きもべつ喜らめきの郷 2 A B ユニットで出前の日を行いました。
施設の近所にある「味の三喜」さんから、エビフライ定食・かつ井などメニューを選んで頂き、いつものユニットでの食事とは違い、1階のロビーで出前を楽しみました！
写真の表情からもおいしさが伝わってきますね。

社会福祉法人溪仁会 経営理念

- 一 安心・安全
- 二 信頼・満足
- 三 地域に貢献



るすつ銀河の杜デイサービスセンターからお知らせ

介護保険制度の改正により、平成 28 年 4 月 1 日より利用定員が 18 人以下の通所介護事業所は、「地域密着型通所介護」に移行となります。当事業所は利用定員 10 名以下のため「地域密着型通所介護」に移行しますが、現在ご利用されている皆様には、特段の影響はございませんので、ご安心ください。

平成28年8月からの介護保険法改正における

利用者負担額に関する改正について

平成27年行われた介護保険法改正により、平成27年8月以降の負担減額（食費・居住費の負担）が変更され、ご入居者様の約15%の方が実際に支払う金額が上昇した結果となりました。

今年度（**平成28年8月から**）は、これまでは収入要件に含まれていなかった、非課税収入（障害年金や遺族年金など）もご本人の収入とみなし、負担する段階が決定することになります。

これにより、食費や居住費の負担額が上昇するケースが考えられますので、以下のシミュレーションでご確認ください。

モデルケース

例)

北海道 花子さん（仮名） 花さんは月3万円ほどの年金収入と10年前に亡くなった夫の遺族年金（月7万円）の収入があります。

現行の制度では、花さんの収入である月3万円の年金収入のみを判断材料に負担減額の段階が決まるため、年間80万円以下となり第2段階となりますが、平成28年8月以降は、遺族年金が判断材料に加わり、年間の収入が80万円を超えます。この結果第2段階から第3段階に変更となるため、食費・居住費の負担が上昇することになります。

第2段階から第3段階に変更になると、

1日あたり食費390円→650円 居住費820円→1,310円

1日当たり750円、1月（30日）あたり22,500円の負担増となります。

上記のモデルケースでは、遺族年金のみを想定しましたが、他にもご入居者様自身が受給している障害年金も課税収入とみなされることから、当施設においても、今回の改正の影響を受ける方が考えられます。

具体的には、負担限度額を更新する7月末に確定できるものと考えますが、ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

きもべつ喜らめきの郷 0136-33-2711 生活相談課：佐々木・阿部
るすつ銀河の杜 0136-46-2822 生活相談課：竹内